

平成 2 9 年 第 4 回

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 4 月 6 日

平成29年第4回教育委員会定例会会議録

平成29年4月6日(木)

出席者(5名)

教育長 高部 明夫
委員 須藤 金一
委員 畑谷 貴美子

委員 池田 清貴
委員 高橋 京子

欠席者(0名)

出席説明員

教育部長・調整担当部長

宮崎 望

学務課長

桑名 茂

指導課長

松永 透

三鷹図書館長

田中 博文

教育部理事(スポーツと文化部調整
担当部長・芸術文化課長)

向井 研一

教育部参事(スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長)

室谷 浩一

総務課長

高松 真也

学務課教育支援担当課長・指導課支
援教育担当課長・総合教育相談室長

田中 容子

指導課教育施策担当課長

木下 英典

指導課統括指導主事

長田 猛

教育部参事(スポーツと文化部生涯
学習課長)

古谷 一祐

事務局職員

副参事

寺田 真理子

主事

大塚 俊介

平成29年第4回教育委員会定例会
議 事 日 程

平成29年4月6日（木）午後3時30分開議

- 日程第1 議案第16号 平成29年度事業計画の承認について
- 日程第2 議案第17号 三鷹市教育委員会嘱託員設置規則及び三鷹市教育センター処務規則の一部改正について
- 日程第3 議案第18号 三鷹市教育委員会表彰規則の一部改正について
- 日程第4 議案第19号 三鷹市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第5 議案第20号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正について
- 日程第6 議案第21号 三鷹市社会教育委員条例施行規則の一部改正について
- 日程第7 議案第22号 三鷹市教育委員会における統括的な業務を処理する係長の指定等に関する規程の廃止について
- 日程第8 議案第23号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- 日程第9 教育長報告

午後 3時37分 開会

○高部教育長 それでは、ただいまから平成29年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員は、池田委員にお願いをいたします。

まず、委員の皆様にお諮りをいたします。

この際、日程第8 議案第23号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正についてを追加し、以下、繰り下げて議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 議案第16号 平成29年度事業計画の承認について

○高部教育長 日程第1 議案第16号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。教育部長。

○宮崎教育部長 議案第16号 平成29年度事業計画の承認についてご説明をいたします。

本事業計画は、第2回の定例会でご承認いただきました基本方針と、3月の市議会定例会で議決をいただきました平成29年度当初予算の内容を踏まえ、作成したものでございます。

内容につきましては、事前に参考資料としてお配りしておりますA3横版の資料、平成29年度基本方針と事業計画新旧対照表、これを使って平成29年度の基本方針の改定に伴って、事業計画を追加、変更した施策を中心に、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

それでは、A3の横の資料、新旧対照表の1ページをごらんください。左側が29年度、右側が28年度となっております。2月にご承認いただきました基本方針の変更箇所についてはグレーの網かけを、今回、お諮りする事業計画の修正箇所は2ページ以降をごらんいただきますとわかるように黄色のマーカーでお示しをしております。

2月の定例会でご承認いただいたとおり、平成29年4月の組織改正、事務移管を踏まえて、基本方針の冒頭文に「学びと活動の循環」を明記し、市長部局との連携による生涯学習の推進を追加いたしました。

それでは、1枚めくって、2ページ目をごらんください。右側の28年度のところでは、一、学校教育の指導目標と二の学校教育の基本方針をというふうになっておりますが、これを29年度は基本方針という形で一本に集約しまして、さらに、20ページと21ページに生涯学習の推進目標と生涯学習の基本方針となっているところですが、こちらについても、趣旨について記載をしたところでございます。

3ページ目をごらんください。基本方針の構成について、一番上のところに目標がⅠからⅦまで出ておりますが、従来、第1部が学校教育、第2部が生涯学習という区割りでございましたが、それを撤廃しまして、目標のⅠからⅤが学校教育、その後に生涯学習が目標のⅥ、図書館、これが目標のⅦと、それに関して記載しております。

また、事業計画の中では、その事業が点検・評価対象事業である旨の表記も、下の事業計画の四角の中に、右肩に「点検・評価対象事業」と入っておりますが、こちらはまだ一部調整中でございますので、全体が一覧でご確認できるように、きょうの参考資料の中に点検・評価事業一覧表というA4の縦のものがございますので、これも参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、3ページの中段、目標Ⅰでございます。地域とともに、協働する教育でございますが、その1、コミュニティ・スクールの機能の充実をごらんください。最重点施策となっておりますが、事業計画では6つの事業を掲げております。コミュニティ・スクール機能の充実に向けましては、これまでも学園間の取り組みの情報共有と連携を推進してまいりましたが、引き続き、学園間の一層の交流、連携の推進を図るため、基本方針の変更とあわせまして、④の各コミュニティ・スクール委員会の広報活動をコミュニティ・スクールだより、コミュニティ・スクールガイド等による情報発信とさせていただきます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、4ページです。ごらんください。昨年度の新規事業でありました7番目のにしみたか学園開園10周年記念事業の実施は、事業が終了しましたので、削除させていただいております。

続きまして、2、地域人財の育成と協働の推進でございます。こちらでは、地域と学校の協働の具体例を追記しまして、③のところを「放課後の学習や中学校部活動における地域人財との連携」としております。

続きまして、下段のところにありますが、目標のⅡ、小・中一貫のところでございます。

まず、1番目、小・中一貫教育の充実と発展でございます。これも最重点施策でございますが、基本方針に次期学習指導要領に対応した「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の改訂が追記されておりますので、それに伴いまして、5ページをごらんください。中段の事業計画の②にその旨を追記しまして、昨年ございました効果検証方法の明確化、3番でありますとか8番、この28年度の部分については、その検証が30年度以降となるために削除しております。

続きまして、その下、2番目、知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実でございます。ここでは、大きく3項目に分けて修正点を説明いたします。

6ページをお開きください。初めに、事業計画①確かな学力の育成でございます。平成29年度が次期学習指導要領の周知と内容の徹底を図る年度と位置づけられるため、その旨、追記しております。指導方法の工夫、改善の内容を具体化しております。次期学習指導要領への対応として、アクティブ・ラーニングという言葉に変更しまして、その他、地域未来塾事業やICTを活用した授業場面事例集の作成、発信を追記させていただいております。

また、これまでの取り組みでございます理数教育特別プログラムを活用した特別授業の

実施、こちらについては、東京都の委託事業が終了したことから削除いたしまして、かわりに理科支援ボランティア活用モデル地域実施事業、六小、北野小、四中での事業を記載しております。

また、文部科学省の委託事業でございます、我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究を活用した伝統・文化理解教育の効果的な指導プログラムの開発、これも委託事業終了によりまして、平成28年度事業から削除しております。

また、平成30年度の英語及び外国語活動の先行実施に伴いまして、効果的、系統的な指導の推進と効果的な資料の活用について追記しております。

続いて、7ページをごらんください。②の豊かな心の育成についてでございますが、「特別の教科、道徳」に関して記述を整理いたしまして、教科書採択を追記し、道徳教育推進拠点校事業を五中と東台小で行っております。これを中核とした道徳教育の充実と、中原小で行っております人権尊重教育推進校を中核とした人権教育推進上の諸課題への系統的、組織的取り組みの推進を追記しております。

続いて、③健やかな体の育成につきましては、項目を整理しまして、平成29年度、各校のオリンピック・パラリンピック教育において、カリキュラム・マネジメントを実施すること、体力調査結果を受けて、指導の改善、スーパーアクティブスクール事業、六中で行っております。アクティブライフ研究実践校事業、井口小で行っております。体育的行事の安全な実施に向けた取り組みと国の動向を踏まえ、加えております。

下の3番目です。三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供ですが、8ページをお開きください。平成30年度から、小学校での英語の教科化、活動等の先行実施に向けまして、小学校教員を対象とした英語研修の充実、これを②のところに追記させていただきます。

また、社会科副読本については、改定をしないで、小・中一貫カリキュラムを改訂することといたしましたので、その旨、記述しております。

その次の4番目、生活指導の充実でございます。ここでは、三鷹市いじめ防止対策推進基本方針を平成28年度中に改定しましたので、4月より周知と対応の徹底、さらに、次のページです。9ページになりますけれども、周知の徹底です。さらに、教職員が鋭敏な人権感覚、教員間の情報共有、こういったことを追記させていただきます。また、熟議など、児童・生徒の主体的な活動の推進を追記しまして、家庭と連携したSNS東京ルールやスクールソーシャルワーカー活用事業を拡充して、就学相談の強化を図ることも追記しております。

続きまして、5番目、多様な教育的ニーズに対応した教育の推進でございます。10ページをごらんください。事業計画の①のところでございますが、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援の推進でございますが、基本方針において、三鷹市校内通級教室実施方策に基づいて、市内全小学校に特別支援教室の設置を進めることとしましたので、校内通級教室の適正な実施、平成29年度、小学校9校、平成30年度、全小学校で指導開始するという。あとは、障害者差別解消法の施行に伴うインクルーシブ教育やユニバーサルデザインの考え方を追記しております。

②コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援の推進におきましても、平成30年度の巡回指導の実施に向けて、西部地域の3学園6校において、校内通級教室の施設整備と巡回指導の準備を行うといたしました。

③連携して取り組む教育支援の推進においては、子ども発達支援センターの開設と、保護者の経済的負担の軽減に取り組み、就学援助費の支給単価引き上げと新入学児童・生徒学用品の入学前支給を追加したところでございます。

1枚おめくりいただきまして、11ページをごらんください。6、幼稚園・保育園と小学校の連携教育と支援の推進でございます。こちらでは、平成29年度、子ども政策部との連携によるスタートカリキュラムの検討・作成を6番目に追記しております。

続きまして、目標Ⅲでございます。目標Ⅲの1、学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進でございます。平成28年度から最重点施策としました取り組みでございます。

基本方針のグレーの網かけでございますが、「チーム学校」として、学園長、校長の総合的なマネジメント能力の強化を位置づけました。事業計画、次ページでございますが、12ページ、黄色の網かけ部分、③です。次期学習指導要領を踏まえ、チーム学校の推進、学校マネジメント強化モデル事業の実施による学校経営支援を追記しております。

次に、2、三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成でございます。事業計画は、次のページ、13ページでございますが、③の資質向上に向けた教員研修の充実の中で、次期学習指導要領の周知と内容の徹底、アクティブ・ラーニングの視点の活用、平成30年度からの小学校英語、外国語活動時数増への対応のための小学校教員対象の英語研修の充実などを追記しております。

次に、1ページめくっていただきまして、14ページから15ページにかけてです。目標のⅣでございます。1、子どもの安全・安心の確保でございます。これも最重点施策になります。事業計画では、大きく4つの事業を掲げております。

まず、①でございます。非常時に安全確保のためにみずから主体的に判断できる能力の育成でございますが、こちらについては、実効的な管理マニュアルの作成を追記しております。

続いて、15ページですが、②児童・生徒の安全を見守る体制の充実でございますけれども、通学路の安全対策としまして、平成29年度は小学校3校の通学路に防犯カメラを設置いたします。

③学校給食の充実と運営の効率化でございますが、平成29年4月から、新たに大沢台小学校1校で給食調理業務の民間委託を開始するほか、平成30年4月からの委託化準備校、七小、事業者見直し準備校、第二中を実施するとなっております。

さらに、④学校給食のより一層の安全確保でございますが、市内産野菜の使用率向上に向けた関係機関との生産、出荷のシステムやモデル事業の検討と準備といたしました。

続いて、2番目、安全で快適な学校施設づくりの推進でございます。こちら最重点施策でございます。全市立小・中学校の校舎、体育館の耐震補強工事が27年度で完了しておりますが、その後は、天井材や照明器具など、非構造部材の耐震化を含む、①学校施設

長寿命化改修工事を計画的に実施することとしまして、29年度は第七小学校の改修工事と第二小学校、第一中学校の実施設計を行います。

③学校トイレ改修工事の実施を羽沢小学校で新規で追加しております。

④給食室設備等の更新、2校、これは第七小学校と第四中学校でございます。

こういった当該年度の主要な改修工事を記載しております。

16ページをごらんください。3、環境に配慮した学校施設の整備と環境教育への活用でございます。事業計画①学校校庭芝生化事業の推進で、整備校1校、第五中と、維持管理は第五中を追加しまして11校としまして、②学校版環境マネジメントシステムの推進として、記載のように児童・生徒による主体的な取り組みについて記載しているところでございます。

4番、ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用でございますが、基本方針の変更を踏まえまして、次のページ、17ページでございますが、①教育の情報化に対応するためのICT教育の充実におきまして、平成21年度に購入した大型提示装置の老朽化に伴う機器更新、教育ネットワークの使用期間満了に伴うシステム更新、②教育用コンピューター機器の利活用と運用管理の実施では、平成30年度末のサービス提供終了に伴う新校務支援システムの選定及び平成28年度に施行した学校情報セキュリティ基本方針の運用について追記したところでございます。

続いて、5番目、これも最重点施策でございますが、児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保でございます。18ページをお開きください。下連雀五丁目第二地区地区計画、これは日本無線三鷹製作所跡地でございますが、このA地区対応について追記をさせていただいております。

続きまして、6番目、教育センターの耐震補強等工事の実施でございますが、暫定施設、旧総合保健センターの改修工事と移転及び教育センターの耐震補強等工事の実施設計等について追記させていただきました。

続きまして、7番目、校外学習施設、三鷹市川上郷自然の村の効率的な運営の推進でございますが、施設ホームページの充実でありますとか、利用者ニーズの把握、サービス向上策の実施について記載し、料金改定の周知について追記したところでございます。

19ページをごらんください。目標Vの3、家庭や地域の教育力の向上、少し飛びまして20ページですけれども、全体の構成を見直しまして、PTA活動の支援を追加しまして、地域SNS事業終了に伴う削除及び都内の公立全小・中学校で推進しているリーフレットや啓発事業について具体的に追記したところでございます。

続きまして、目標のVIでございますが、こちらにつきましては、平成29年4月の組織改正、事務移管を踏まえて、市長部局との連携により、生涯学習の総合的な推進を図りますという目標設定をしております。

そこで、1の市長部局との連携による社会教育を含む生涯学習・スポーツ・文化行政の推進という項目で、事業計画としましては、次のページ、21ページの中に、①から⑦と項目としてまとめさせていただきました。

しばらく飛びまして、26ページ、目標VIIでございます。地域の情報拠点としての図書

館活動を推進しますとなっておりますが、1番、「三鷹市立図書館の基本的運営方針(仮称)」の策定では、基本的運営方針と文言修正を加えております。

2番目、読書活動の推進では、事業計画、④のところに母親学級等での普及啓発を、次のページの⑤中・高生の参加、交流の場づくりの推進では、新聞作成やおはなし会等、実施イベントを表記するとともに、⑧で市内在住児童文学作家に係る新規事業を追加しております。

続きまして、27ページの4、図書館サービス網の再編に向けた取り組み、これも最重要施策でございますが、1枚めぐりまして、28ページ、事業計画、29年度の具体的取り組みとしまして、①井の頭コミュニティ・センター図書室との連携、②移動図書館の有効活用と表記させていただいております。

最後でございますが、新規で追加しました5番目、東部図書館リニューアルに向けた取り組みでございますが、平成30年度の耐震補強工事、空調等設備の更新と滞在・交流型施設へのリニューアル工事に向けた実施設計の取り組みとサポーター懇談会の開催について記載しているところでございます。

私からは以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 にしみたか学園の10周年記念事業の件です。こちらは昨年度、無事に終了したということですがけれども、それに続く各校の10周年が入ってくるわけで、10周年については何らかの形で、ここに書く、書かないは別ですがけれども、10周年としての節目をいい形で迎えられるといいなと思っております。

あと、アクティブ・ラーニングについては、いろいろ入ってきているんですけども、指導要領も大分、書き方を変えてきました。むしろカリキュラム・マネジメントについても、ある程度、意識しながらやっていく必要があると思っておりますが、その記述はないけれども、ちゃんとやるというあたりの理解、そういうのが必要ではないかと思っております。

最後です。トイレの改修というのは、耐震がまずあつてのトイレ改修だと思いますが、かなり厳しい状況の学校が増えてきているので、予算の関係で順次ということになるかと思っておりますけれども、できる限り、このあたりも早めて、子どもたちに快適な環境を提供できればありがたいなと思っております。

○高部教育長 4点ありましたので、お答えください。木下課長。

○木下指導課教育施策担当課長 にしみたか学園が昨年度、10周年記念を行いまして、次が、30年度に3学園、31年度に3学園となっております。これにつきまして、学園長会議あるいはCS委員会等で検討を重ねながら、どういう形がよりいいのかというようなところを検討しながら、実施していきたいと考えているところでございます。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 アクティブ・ラーニング、それからカリキュラム・マネジメントのことについてお答えいたします。

アクティブ・ラーニングという言葉について、現行では主体的・対話的で深い学びという形の書き方をされているところではありますけれども、この表現の中で、教員にも、これまでやってきたこともありますので、ここではこのような表記をさせていただいているところです。

また、カリキュラム・マネジメントのことにつきましては、さまざまなことがございますけれども、主には、小・中一貫カリキュラムの改訂の中で、かなりその部分を反映させていくという形で考えているところです。

以上です。

○高部教育長 トイレ改修について、総務課長。

○高松総務課長 学校トイレの改修については、日常の教育活動で児童・生徒が使うということに加えまして、災害等非常時にも避難所のトイレになるということで、大変重要な施設、設備であると認識をしております。

今回、羽沢小学校のトイレ改修を予定しておりますけれども、こちら、竣工以来、トイレの改修を行っていない学校ということで、老朽化した給排水管の改修を含めたトイレの全面改修を2期に分けて行う予定としております。便器も全て洋式化をする予定としておりまして、そのほか、床のドライ化ですとか、段差の解消、フラット化などのバリアフリー化もあわせてやっていきたいと思っております。

事業の実施に当たっては、国や都の補助制度、財源確保も重要と思っておりますので、その財源確保を図りながら、計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○高部教育長 10周年については、内部の検討は引き続きやるけれども、事業としては30年度の内容になるということですね。

○木下指導課教育施策担当課長 はい。そうです。

○高部教育長 トイレ改修は、今、説明がありましたように、子どもたちの生活にかかわることでもありますし、今はオリンピック・パラリンピックということもあって、国や都が補助金をようやくつけ出して、それを加速化しようということです。防災拠点にもなりますので、バリアフリーという観点からも進めようということです。ぜひ、そういう補助金も獲得しながら加速化していくという方向で、今回はとりあえず、今までは未改修だった羽沢小を皮切りにやっていくということでございます。

アクティブ・ラーニングは、6ページや13ページにも出てくるんですけども、ご指摘のように、学習指導要領では多義的だということで、ストレートにアクティブ・ラーニングという言葉はなくなって、主体的・対話的で深い学びとなったので、三鷹市もそれは敷衍（ふえん）をして、主体的・対話的で深い学びを実現するための、いわゆるアクティブ・ラーニングという言い方をしましたけれど、これまでもアクティブ・ラーニングは取り入れるんだという形で進めましたので、こういう整理をさせていただいたということです。

よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。

○高部教育長　ほかにかがでしょう。池田委員。

○池田委員　今のアクティブ・ラーニングの件に関してですが、6ページのところで、アクティブ・ラーニングの周知とその視点を活用した指導方法の改善とあるのですが、指導方法を改善していくのは教育委員会ではなくて個々の教員、先生方でして、そのための準備というのが非常に重要になってくると思います。そうした準備をする時間の確保というのが、教育委員会としては、その環境整備という意味で非常に重要なのではないかと考えています。

今、よく指摘がされていますけれども、教員の労働環境、それが非常に過酷だということが言われていますので、そのあたりの何か先生方を支えるようなことを教育委員会としてできないかと思っているところです。

これはちょっと大きな話ですので、この事業計画にどこまでそんなことが書き込めるのかという問題はアドバイスいただきたいんですが、ただ、何らかの形で書き込めることがあれば、その点について書いていただけないかなと思っています。

ですから、例えば、そのための教員の準備時間確保のための環境整備に努めるとか、そんなことでも書き込めれば、将来的には検討の布石にできるのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○高部教育長　私、後で補足します。指導課長。

○松永指導課長　とても難しいご質問、ご意見、わかるところでありますけれども、時間の確保というのはほんとうに大事なことだと思っています。こちらのいわゆるアクティブ・ラーニングに関する部分については、時間確保ということでいうと、三鷹市の公立小・中学校の教育研究会の活動の中であったりとか、あるいは、各学園の学園研究会という形で、時間的な確保をしながら進めてはいるところでもあります。これまでも、そういった形で実績を積み重ねて、成果を上げている学園もかなりございます。

いわゆる時間をどう先生方に確保していくのかということについては、東京都でも、今年度の教育管理職の自己申告書の中に、学校の先生方の過重勤務といった部分についてのことが出ておまして、ライフワークバランスについて、各学校の校長は目標を設定するという形で動くというような形で聞いております。そのような形の中で、先生方が過重な負担にならないような形の勤務ということを各学校でも取り組んでいくということにはなっているところです。

以上です。

○高部教育長　補足しますと、この学習指導要領、次期という言い方をしていますけれども、告示はされましたけれども、全面実施が小学校の場合は平成32年、その間に教科書採択もあります。中学校の場合は平成33年が全面実施ということで、段階的に行っていくということです。アクティブ・ラーニングが示されたから、では、すぐ授業をやれということではない。まだ研修もしていないですし、徹底もしていないし、アクティブ・ラーニングはどういう授業スタイルなのかということ自体がまだ共通認識されていない。これからいろいろな情報、事例集が国から示されたりとか、三鷹でも講師を呼びながら、それを研修していこう。そして、9年間カリキュラムの改訂の中でも、そういった視点をど

ういうところに組み込めるのかということこれから研究しましょう、計画を立てましょうということです。

ですから、6ページは、これは教育委員会も主体的になって行うアクティブ・ラーニングの指導方法ですし、学校が主体的にやるのは、13ページの学校運営、学校マネジメントの中に、13ページのこの中段の中に、こういったアクティブ・ラーニングの視点を活用した指導方法を、では、学校の中でどういうやり方ができるのか、学園研究とか鷹教研の中でも研究していきましよう。

そういうスタートが切れた、これから、そういうプロセスを経て、あるべき姿を全面実施までにつくっていかうということで、その間にきちんと教育委員会も、講師だとか事例集だとか情報提供や講師派遣の支援をしていきましようという考え方で、指導課長、よろしいですね。

○松永指導課長 はい。ありがとうございます。

○高部教育長 池田委員。

○池田委員 研究というのは、そうすると、どこかに入っているわけですか。

○高部教育長 例えば13ページの事業計画のところの③にありますけれども、研修中のプログラムが10項目ぐらい落とされているということなので、③自体が資質向上に向けた教員研修の充実ということです。

○池田委員 はい。わかりました。

○高部教育長 高橋委員。

○高橋委員 今の質問と関連してなんですけれども、今「働き方改革」ということが言われています。学校の教員の仕事というのも恐らく対象になってくるものだと思うし、今のまま、先生方が頑張っておられることでつないでいいものではないと思うので、私も、具体的に、三鷹だからこそ、こんなことをやっているということが打ち出せたらなと思っています。

幾つか、もうおわかりだと思うけれど、学校事務の共同実施というのも一つの方策だろうし、給食費とか、教材費の準公金化というのですか、そういうことも考えられることだし、何とか学校が今抱えているさまざまな大変さに対応していけるような、そういう三鷹のシステムであってほしいと私も思います。

○高部教育長 その実践の一つが、例えば12ページのところに、これは学校マネジメントですけれども、事業計画の③の一番最後のところに学校マネジメント強化モデル事業の実施による学校経営支援ということがありますが、こういう中には、今、当面は副校長の負担軽減をどうするかということもあって、チーム学校の中で、どんな業務分析、役割分担をして、それを主幹や、今言われた事務職員とか、その中でどういうようなかかわりができるのかということ、学校経営補佐というスタッフを配置して、そういう中で事業改善に向けてのいろいろな分析とか強化を図ってみようということをやっています。こういうことを一つの取っかかりにしながら、どんな形で「働き方改革」が教員版でできるのか。今、都でも総合教育会議が、教員の負担感、多忙感の解消というテーマになっていますので、いろいろな都の制度も取り入れながら、さらに研究してみたいと思います。

ほかにかがででしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員 少人数の習熟度別で指導をするということになってはいますが、今、学校によっては、少人数制で使っていた教室が、生徒数が増えたことによって、それを一般の教室として使う学校が何校かあるように思うのですが、その場合、少人数制の教室がなくなりますね。足りなくなりますね。その場合でも、この少人数制の指導というのは行えるのですか。その辺はどのようにお考えなのか、お聞きしたいです。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 畑谷委員がおっしゃるように、かなり厳しい状況の学校がないわけではありません。ただ、現状では、そういう形で、2学級、3展開で、通常ですと二つのクラスはもともとございますので、もう1クラス必要だということで、それが実施できるだけの部分は、今のところ、確保はされています。今後の増え方についてということは、ちょっとまた別の問題が出てくるかもしれないですけども、今年度に関しては、それで実施ができるようになっていて聞いています。

○畑谷委員 各学校、今まではあいている教室があったはずなんですけれど、全体的に余裕がなくなってきているのかなど。コミュニティ・スクール委員会でも、どこか部屋が欲しいとか、いろいろ出てきますね。その場合、規模が小さい学校、もう増えないだろうと思っていた学校が、空き部分がなくなって、新しく何かをしたいと思うときには使えない、専用で使えないという状態になってきているので、今、高山小学校みたいに対応できる学校はいいですけども、あそこまで、時限的でもなかなかできないですね。その場合、ぎりぎりになってきて、どこの学校も大変ではないのかなという気はするんです。

だから、そういうことはあり得ないと言いながらも、私が住んでいるところでは、畑が高層住宅になったりすると、一遍に増えますので、その辺の見通しがどのような形になっていくのかなということがすごく心配です。地域の方たちも心配していますので、学校がすごく狭くなってしまうということ。ゆとりが全然なくて、廊下で習熟度をやるのかとか、いろいろな話が聞こえてきましたので、ちょっとその辺の説明をちゃんとしていただければ、ありがたいのかなと思います。

それと、中学校の部活動の指導を地域の支援を受けてということで、あちこちに書いてあったと思うのですが、その場合の指導者はどのような選考をするのでしょうか。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 選考といいますか、基本的には各学校の校長が、この人に外部指導員としてお願いをしたいという形で申請が教育委員会に上がってまいります。

○畑谷委員 資格とか、そういう線引きはないのですか。こういうことができる人とか、何の資格を持っている人とか、そういうことではなくて、それに精通していればいいということでしょうか。

○松永指導課長 現状としては、各学校で、この方はそういうことができるという方に依頼をして、いわゆる外部指導員という形での登録はしていただいているところです。

○畑谷委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○高部教育長 補足しますと、現行の制度は任意なんです。要するにボランティアなん

です。多少の謝礼は出ますけれども。だから、お手伝いいただく方がスポーツだとか生徒指導ができるということで、校長が面接して認めれば、できるようになる。ただ、畑谷委員がおっしゃるように、これも法令改正がありまして、3月にありまして、今度は部活動指導員を置くことができるようになったんです。では、部活動指導員というのは、これは非常勤特別職になるんだろうと思いますが、対外試合でも引率できる権能を与えとか、今まで教員にしかできなかったのが、単なるボランティアではなくて、きちんとした学校スタッフとして位置づけようという動きがあるんです。

しかし、そういうものに対して、では、東京都がどういう支援をするかも、全然、まだわからない状況ですので、そういう可能性は、今後は出てきます。ですから、おっしゃるように、きちんと募集をして、選考をして、しかるべき位置づけ、身分を与えて、報酬を払うという枠組みは、今後は出てくるかもしれないです。

○畑谷委員　それがしっかりとすると、少しは中学校の先生の業務が軽減できるのかなという気はします。

○高部教育長　おっしゃるとおり。ですから、今はまだ途中経過です。そういう外部の力をお借りしながら、部活動も休養日を設けながら適正に実施しましょう、教員の負担感も減らしましょうと。それをもうちょっと制度的にきっちりしたものにしていきましょうというのは、また次の段階で出てくるということです。

○畑谷委員　はい。わかりました。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。

○須藤委員　11ページの6番の幼・保・小の連携の件ですが、この黄色い網かけの6番、新しいスタートカリキュラムの検討、作成ということですが、これは実際、幼稚園や保育園で、このスタートカリキュラムを使って、小学校入学前に取り組んでもらうということよろしいですか。

○高部教育長　教育部長。

○宮崎教育部長　スタートカリキュラムは、受け入れ側の小学校のほうでの取り組みで、今、幼・保・小連携の研修等で、外部講師を呼んで、他市での取り組みの紹介もやっていますけれども、子ども政策部の方で就学前についてはカリキュラムを持っておりまして、そこに学校の先生や幼稚園や保育園の先生が集まって、主に3歳から5歳までのカリキュラムというのを今は整備しています。それとスタートカリキュラムのスムーズな接続というのが、これから課題になっていますので、そこが共同研究の分野だと思っております。

○須藤委員　わかりました。

○高部教育長　就学前のカリキュラムは、何か名称はあるのですか。

○宮崎教育部長　はい。「三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラム」というのがあります。

○高部教育長　それと、この就学後の1年生からのスタートカリキュラムが接続していく。

○宮崎教育部長　はい。接続をもう少し研究していきたいと思っております。

○高部教育長　よろしいですか。ほかに。高橋委員。

○高橋委員 幼稚園の要領が大きく変わっていくので、それに沿って、また変わっていく部分がありますね。平成30年から、幼稚園はもうそれで動き始めていくから、これはきちっと、それに合わせて作成していただいて、私、小・中一貫が形になっているのは、三鷹が幼・保・小の連携、そこもきちんとやってきたからだということを感じているので、その部分については、完成をした上で30年を迎えられるようにということをお願いしています。

○高部教育長 この④の上にもあるように、教員と保育士、保育員による合同研修というのも設定されていますから、その中でも、カリキュラムについて、よく話し合ったり、意見交換する場を設定していただくようにお願いします。

よろしいでしょうか。

○高橋委員 あと、給食の民間委託のことで伺いたいんですけども、今、大分、人の確保が難しい時代になっていて、かなり学校の給食の調理員を募集しているようなものを目にします。人の質というのが仕事の質につながるところがあると思って、そういうものをどういうふうにチェックしながら、この民間委託を進めておられるのかを伺えればありがたいです。

○高部教育長 学務課長。

○桑名学務課長 委託の際には、経験年数をもとに職員配置等を確認させていただいております。チーフになる方、サブチーフになる方は常勤職員で、まず経験年数があってというところです。募集等については、非常勤の方が比較的、多いのではないかと思いますけれども、そういったところは委託事業者も随時、行っているような状況はあるようですが、その当日に何か給食に支障があるというようなことであれば、本部であったり、近隣地域からの応援体制といったところで、各学校において給食の提供には支障がないように、臨機応変に対応していただいているような状況です。

以上です。

○高部教育長 委託をするときには、複数の業者のプロポーザル方式で行っているわけですね。

○桑名学務課長 はい。

○高部教育長 その中でも、では、この規模の学校だったら、正職員は何人必要だとかという、その基準を示して、それをクリアしている業者が最終的に残っているわけですね。

○桑名学務課長 そうですね。基本的には、正規の職員、常勤の職員については3人、それから、その他、学校の規模によって、その事業者が4名、5名といった形での非常勤を配置するというような形で応募をしてきます。その中で、こちらで判断をさせていただくという流れで事業者が決定しております。

○高橋委員 食に関することは非常に大事な部分なので、随時、きちんと業務に対して誠実に仕事が行われているというあたりを把握していく努力は必要ではないかと思っています。

○高部教育長 委託した後の協議会の検証方式についても、どういう組織をつかって、どんなふうにやっていくのか説明してもらえますか。

○桑名学務課長 学校給食運営協議会というのを各学校で開催していただいております。これは、学校と保護者、委託事業者、それから、我々、事務局の職員が一堂に集まりまして、今の給食の状況であったり、各学校の状況であったり、委託事業者のお話であったりといったところを伺いながら、保護者の意見も聞いた上で検証をしていくという形をとっております。

○高部教育長 よろしいですか。

○高橋委員 わかりました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員 コミュニティ・スクールについてお尋ねしますけれども、8年、10年たってきて、私も、コミュニティ・スクールを立ち上げたときに、たまたまかかわっていたのですが、そのときには、教育委員会の皆様方からすごく熱意を感じたんです。市民が、地域の人間が何もわからない状態だったので、そこに教育委員会から、いろいろ働きかけて、こうするんです、ああするんですと、いろいろご指導をすごくいただいたという記憶がございます。それで、今、8年、10年たってきて、少しずつ、また変わってきているのかなと。

それと、立ち上げたときは、皆さん一斉に、何もわからないがゆえに、すごく向かっていくものがあつたような気がするのですが、10年たってきて、すごく学校間格差、学園間格差、格差と言ったらちょっと言い方が悪いのかもしれませんが、熱が違ってきているかなというのをちらちらと感じます。

ネットワーク大学などで、研修などを私も受けさせていただきましたけれども、あれも各学校の情報を共有するという意味ではいいんですけれども、コミュニティ・スクール委員、任期があるので、だんだんかわっていきます。そこによって、だんだん、最初の考えていたコミュニティ・スクールと違ってきているような学園もあるのではないかというのが見受けられるので、コミュニティ・スクール、三鷹市として、国よりも先んじてやっているわけですよ。

ですから、これから10年、20年を見越してのコミュニティ・スクール、市民を巻き込んで、地域の人を巻き込んでいくにはどうしたらいいかということ、現の委員の人たちもそうですし、立ち上げた人たち、それから、周りのいろいろな地域の諸団体の方たちと、またちょっと考える場というのが必要ではないかなという気がしますが、その辺は、教育委員会の事務局としては、コミュニティ・スクールに対してどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○高部教育長 施策担当課長。

○木下指導課教育施策担当課長 確かに10年たちまして、当時の形とは変わってきているところも、あるかもしれません。最初は教育委員会主導で、このようにという形で行っていたところが、ある程度、主体性、特色を生かしながらというところにシフトしていったような気がします。

今、10年たちまして、また次の10年を考えるとということで、昨年度、CSの委員研修会として、2月に研修会を持ちました。そのときには、CS委員さん、それから学校

管理職の方々、私たち事務局、先生方も来ていただき、そこで、次の10年、どうしようかという熟議を持ちました。そこには文科省の参事官も来ていただいて、基調講演もしていただいたりしながら、いろいろな課題、これからのことをどうしようかという会を持ちました。

今年度も、またそういうような充実した会を持ちながら、みんなで考えていこうという形で、今年度も企画しているというようなところでございます。

○畑谷委員 わかりました。ありがとうございます。

○高部教育長 補足しますと、文科省を招いてのCS研修会や正副会長会議などにおいて、今、いろいろな熟議をやっているんですけども、アンケート調査も、全てのコミュニティ・スクールの委員さん、170人ぐらいの方を対象に、木幡先生と連携しながら、事務局も絡んで、20項目ぐらいのアンケートをしました。

それから、去年の夏には、学園長に、ということは、校長先生に対して、これからのコミュニティ・スクール、小・中一貫をどう考えるのかということでアンケートもして、それも課題も整理して、それに対する検討を今は始めているんです。ですから、人財確保の点だとか、あるいは広報活動だとか、それこそ7学園のいろいろな交流のスタイルだとか対応策を検討しています。他方、今までネット大でCSの発表をやっても、だんだん参加する人が少なくなってきたんです。

○畑谷委員 そうですね。

○高部教育長 その発表する学園しか来なくなってしまった。だから、もうちょっとスタイルもやり方も変えて、本当に交流したり意見交換ができるような場にしていかなければいけないなど。委員さんも、長く、10年近くやっている方と1期目の人は、いろいろばらつきが出ているのは事実ですから、今、担当課長が言ったように、地域の特色も生かしながら、全体で交流しながらレベルを上げていく。それから、国の動向なんかも、情報を取り入れながら、さらに次をやっていくということで、今、ちょうど内部検討なので、まだお出しできませんけれども、そういうことも、いろいろな改定もしていきたいと思っています。

○畑谷委員 わかりました。アンケートの結果は見せていただいているのですが、あの中に、「そうは思わない」という回答が何件かありました。それから、コミュニティ・スクール委員を何年かやっても、「思わない」という人が現にいらっしゃるんだなというのを感じまして、これでは、どうなのかなという気はしたんです。ですから、その辺の意欲を高めるものを、何かもうちょっとつくっていかないと、見本ではないですけども、高揚するものがあると、また違うのかなというのを感じました。

せっかく国の先を走っていつている三鷹市なので、もう少し、できたらいいかなとは思っています。せっかく、ある程度のものでできて、実際に学園になって、コミュニティ・スクールになったことによって、地域から見たら、学校は変わったなというのは実感として見えてきていますので、これをもうちょっと進めて、地に足のついたものになってくれればいいかな。「ない」ということのないアンケートにしていきたいなと思いました。

○高部教育長 ただ、文科省の発問がよかったのは、では、コミュニティ・スクールが

なかったらどういうふうになると思いますかと投げかけてみると、今回、参加した人は、もうコミュニティ・スクールがなかったら、小・中一貫も学校教育の充実もなかった。ないということは考えられないと。

○畑谷委員　　そうでした。

○高部教育長　　だから、立ち上げのとき、あの3年間の準備検討時期のCS導入の是非も含めた議論からすると感慨無量なんですけれども、最初は何のためにやるのか、何をやるのかからスタートしたわけですね。

○畑谷委員　　そうでしたね。

○高部教育長　　今は、では、どういうふうにやったらいいのか、どういうふうにかかわったらいのかということ、その点では、少なくとも前向きにはなっていると思うんです。ただ、やはりいろいろなご意見があって、もうちょっとやりがいを高めてほしいとか、ほかの学園の情報が欲しいとか、そのような意見がありますので、それは前向きに捉えて、きちっとつくって、またお返するという、そういうサイクルでやっていきたいなど。またご意見をいただければ。

ほかに。池田委員。

○池田委員　　「特別な教科 道徳」の充実ということ、7ページに掲げられていますけれども、この事業計画に入れる云々という話ではないですが、学校訪問で道徳の授業を幾つか見させていただいて、感じたことを踏まえて、このような方向性があればいいなど、ちょっと意見を申し上げますと、私が見させていただいた授業では、非常に肩に力が入っているような授業が散見されて、狭い議論になりがちなどところがあるように見受けられました。せっかく自由な発想で、いろいろなことを議論することで、答えがないというところが、せっかくのおもしろみのある教科だと思いますので、今後、研究されていくに当たっては、一つのモデルを示していくという意味では、こういうふうに持っていくという筋書きがあるといいのかなとも思いながらも、ぜひ、間口の狭い議論にならないように工夫をしていただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

○高部教育長　　指導課長。

○松永指導課長　　おっしゃるとおり、まだまだこれから研修が必要な領域だなというようには考えているところです。考え、議論するという道徳という流れの中でやっていく中で、子どもたちにどう議論をさせていくのかといったところについても、教員がきちっと指導方法等を習得しながら進めていく必要があるなと考えているところです。

○高部教育長　　7ページのところは、ちょっとこれは事務的というか、確かに検定教科書が8社、24点そろったので、今年度は教育委員会としての教科書の採択という事業のフローがありますということと、それから、拠点校として、モデル校を二つやってみようという形になったので、非常に淡々とした表現になっているんですけれども、池田委員が言われたように、内容が変わっていくわけです。指導方法とか、従来の道徳の中身が変わっていくわけです。考え、議論する道徳になっているということなので、それは共通認識ですから、できれば、その言葉も、考え、議論する道徳というふうに象徴的に言わ

れている。その中では、いろいろな子どもたちが自分たちで積極的にかかわって、いろいろなアイデアを言い合って、共同してやっていくということも含まれていると思いますので、その端的な部分を、例えばこの中核とした道徳教育の充実というものの間に、そういうものをちょっと確認的に入れておくということであらわすという方法があるのかなと思いますけれども、ちょっと工夫していただければと思います。

○松永指導課長 はい。

○池田委員 教育委員会の立場からすると、教員の研修ということになると思うんですが、それは間違いではないと思うんですが、先生たちが自主的に研究をされる、それを促していくというあり方も他方ではあると思うんです。そこまで書き込むのは、ちょっとこういう事業計画にとってはふさわしくないのかもしれないかもしれません。ちょっとそういう視点があるといいなと思います。

○高部教育長 教員研修になると、先ほど言った13ページの③資質向上に向けた教員研修の充実の中の一番上のところに非常に包括的な記載があります。次期学習指導要領の中には、小学校の英語もあれば道徳もあれば、いろいろなもろもろのことを教員が、これは主体的にということですね。主体的に研修することを充実しましょうということなので、そこに主体性というのを入れても、ご意見にかなうのかなと思いますけれども。

○松永指導課長 はい。

○高部教育長 よろしいですか。

○池田委員 はい。

○高部教育長 どうぞ。

○高橋委員 同じく7ページなんですけれども、右側の学習指導要領に基づいた指導内容及び指導方法の工夫、改善がカットされて、中学校体育教員のと入っているのですが、指導要領に基づいた指導内容及び指導方法の工夫、改善は、ぜひ、中学校において、それをきちんと形にしてほしいというのが私が常日ごろ感じているところです。中学校の保健体育の授業は、あの形で私はいいいとは思っていません。種目選択、領域選択、それを積極的に入れた、指導要領に基づいた授業を行っていただきたいと思っています。

○高部教育長 それは先ほど言った③の一番上の内容として、今の保健体育の中学校の部分についても、当然、把握するようにという話ですね。

○高橋委員 はい。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決をいたします。

議案第16号 平成29年度事業計画の承認については、ただいまご審議いただいた点を踏まえて、若干の見直しを含むことで、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 それでは、本件は、若干の見直しを含めて、可決をされました。

日程第2 議案第17号 三鷹市教育委員会嘱託員設置規則及び三鷹市教育センター処務規則の一部改正について

○高部教育長 日程第2 議案第17号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。総務課長。

○高松総務課長 では、議案第17号についてご説明をいたします。議案本冊の3ページからが議案となります。

本年2月の教育委員会におきまして、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正の申出についてご審議をいただいたところです。その条例改正の内容ですけれども、2点ございました。1点は、就学相談を担当する嘱託員につきまして、職務内容の変化、教育相談員など相談関係の嘱託員との均衡、また、他市での職の設置の状況等を踏まえまして、教育指導員の職を廃止し、学校教育や心理学等に関する専門的な知識、経験を有する職として、就学相談員を設置するということが一つ。もう1点は、生涯学習、スポーツに関する事務の市長部局への移管と組織改正に伴いまして、社会教育指導員を廃止するという内容でございました。

その条例改正につきまして、3月の市議会に市長から提案をし、3月末に可決成立しまして、平成29年4月1日から施行されたところでございます。

こちらの今回の教育委員会規則の改正ですけれども、その条例改正を受けまして、関係する2件の教育委員会規則の改正を行うという内容となります。

1件目の規則が、三鷹市教育委員会嘱託員設置規則でして、5ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思いますが、まず、6ページ、7ページ、見開きになりますが、別表第1をごらんください。嘱託員の職名と職務内容を定める別表第1におきまして、教育指導員と社会教育指導員の規定を削除するとともに、左側の改正後で、就学相談員の職名と職務内容を新たに規定をしております。

また、7ページの下です。別表第2というのがございますけれども、こちらは嘱託員の任用の要件を定める表なんですけど、めくっていただいて、8ページ、9ページになりますが、同じく教育指導員と社会教育指導員の規定を削除するとともに、左側の改正後で、就学相談員の任用要件を新たに規定をしております。ここでは、相談業務を担う嘱託員としまして、心理学等の知識、経験について、スクールカウンセラーと同様の要件についても規定をしているところでございます。

それから、9ページの下から、嘱託員の特別休暇等を定める別表第3ですけれども、こちらは3月の市議会におきまして、三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例という、職員の勤務時間等に関する条例が一部改正されました。その中で、忌引休暇というものの制度改正があったことから、忌引休暇の欄について文言の修正をしておりますけれども、市の嘱託員設置規則でも、条例改正に伴って、同様の規定整備を行っておりますので、あわせてこちらを整備をしているという内容となります。

以上が三鷹市教育委員会嘱託員設置規則の内容でございます。

2件目の規則ですけれども、三鷹市教育センター処務規則で、12ページからがその規則の新旧対照表となります。第4条職員という規定におきまして、これは教育センターに置く職員の規定となりますけれども、教育指導員を就学相談員に改めるとともに、第5条

で、その職員の職務内容を規定しておりますが、就学相談員の職務内容を規定しております。

これら2件の規則の施行期日についてですけれども、13ページの附則に記載のとおり、公布の日から施行し、改正後の規定は条例の施行期日と合わせまして、平成29年4月1日から適用することとしております。

提案理由の説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見がなければ、採決いたします。

議案第17号 三鷹市教育委員会嘱託員設置規則及び三鷹市教育センター処務規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 三鷹市教育委員会表彰規則の一部改正について

○高部教育長 日程第3 議案第18号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。総務課長。

○高松総務課長 では、議案第18号 三鷹市教育委員会表彰規則の一部改正についてご説明いたします。

こちらの議案ですけれども、平成29年4月からの文化及びスポーツの市長部局への事務移管、また、スポーツと文化部の新設に伴いまして、教育委員会表彰の制度の改正を行うというものとなりまして、議案書の16ページ、17ページ、こちらが規則の新旧対照表となりますので、ごらんください。

この教育委員会表彰ですけれども、表彰の対象として、大きく3区分ございます。まず、第2条が生徒・児童の表彰で、第3条で団体等の表彰、第4条で職員の表彰、こうした3区分を規定しております。

このうち第3条の団体等の表彰で、第3条第2号、体育、芸能等の文化活動において特に優秀な功績をあげたものという規定について、市長部局の所管となることから、この規則の規定を削除しております。具体的には、芸術、文化やスポーツの分野での長年の活動によりまして、教育の普及振興に貢献のあった団体等の表彰となっております。多くの団体は既に表彰がなされていること、また、今後、必要な部分については、市長部局において引き継がれるということから、ここでは削除という改正を行うというものとなります。

次に、第4条の職員の表彰ですけれども、社会教育委員等の非常勤特別職の職員、いわゆる行政委員等について規定を削除しております。具体的には、一定の年数在職をしました審議会委員、行政委員等について、退職に当たり表彰、感謝状の贈呈というのを行ってきたところですが、そうした行政委員等のうち、スポーツ推進審議会とスポーツ推進委員が市長の附属機関となること、また、市長部局におきまして同様の表彰を行って

ないことから、市全体の取り扱いを統一する観点から見直しを行うというものとなります。

また、第6条の表彰の時期についてですけれども、11月1日に委員会が行うということで規定をしておりましたけれども、こちらが、先ほど、第3条の改正で申しあげました芸術、文化、スポーツの分野での表彰の時期でございます、児童・生徒、また教員等の表彰については、随時、主に年度末に実施をしていることから、必要に応じ、随時行うという規定に改めております。

最後に、17ページの附則です。施行期日ですけれども、この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質問をお願いします。よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見がなければ、採決いたします。

議案第18号 三鷹市教育委員会表彰規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 三鷹市教育委員会公印規則の一部改正について

○高部教育長 日程第4 議案第19号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。総務課長。

○高松総務課長 では、議案第19号についてご説明いたします。引き続き、議案資料の20ページから新旧対照表になります。

この議案ですけれども、平成29年4月の組織改正と事務移管、また総合スポーツセンターの開設等に伴いまして、公印の新設、また廃止を行うというものとなります。公印の名称やひな型等を定めております別表について、21ページ、改正後の第3号としまして、学校開放施設の使用承認用の三鷹市教育委員会印を新設しております。こちらの公印は、施設予約システムで使用する電子印となります。

次に、改正前の第4号ですけれども、市民総合体育館の施設使用承認用の公印については、総合スポーツセンターの開設に伴います体育館の廃止、また事務移管に伴いまして、公印の廃止を行っております。

また、22ページ、23ページをごらんください。改正前の第11号から第14号までですけれども、生涯学習センターの開設、社会教育会館の廃止に伴いまして、関係する社会教育会館印等の公印の廃止を行っております。

20ページにお戻りをいただきまして、附則の施行期日ですけれども、こちらの規則についても、公布の日から施行しまして、平成29年4月1日から適用することとしております。

ご説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。よろしいですか。

ご質問、ご意見等がなければ、採決いたします。

議案第19号 三鷹市教育委員会公印規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正について

○高部教育長 日程第5 議案第20号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。総務課長。

○高松総務課長 では、引き続き、議案書の27ページからの新旧対照表をごらんいただければと思います。議案第20号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

こちらの議案ですけれども、市でも同様の臨時的任用に関する規則を持っております。市の規則改正に合わせた改正などを行うというものでございます。

まず、第1条の趣旨という規定ですけれども、臨時職員の任用根拠を規定しておりますが、新たに三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例というものを加えております。こちらの条例ですけれども、3月の市議会において可決成立したものでして、職員の配偶者が外国での勤務等の事由で外国滞在となったような際に、3年を超えない範囲内で、配偶者同行休業を承認することができるという制度を定めたものとなりますけれども、当該休業期間中の職員の業務を代替するための臨時職員を任用できるということについて、本規則で明示をするものでございまして、市規則の改正と同様の内容となります。

また、臨時職員の職種と賃金単価を定めた別表が28ページにございますけれども、社会教育会館の廃止に伴いまして、会館の保育室の運営業務で任用しておりました幼児保育・保育助手の職種について削除をするというような必要が生じますけれども、基本的に、市の規則で定めた職種と賃金単価を市全体で統一的に運用しておりますので、こちらの別表については、この機会に、市の規則にない教育委員会独自の職種が3職種ございますので、その三つの職種についてのみ、この教育委員会規則で規定することとしたいと考えております。

なお、改正前の別表の2段目にあります土・日・休日開館図書館という職種名なんですけれども、この際、よりわかりやすくするために、土・日・休日図書館業務と職種名を修正しております。

また、別表の備考に、この表及び市規則別表第1によりがたい場合の職種及び賃金単価は、教育長が別に定めるという規定を追加しております。一般的な職種等については、市規則も含めた表に列挙しているところですが、緊急、また臨時的に表に掲載のない

臨時職員を任用する場合も想定されることから、市の規則において、こうした備考が追加をされましたため、本規則においても同様の規定を追加するというものとなります。

最後に、附則、施行期日ですけれども、こちらの規則も公布の日から施行しまして、改正後の規定は平成29年4月1日から適用することとしております。

ご説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。よろしいですか。

ご質問、ご意見がなければ、採決いたします。

議案第20号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 三鷹市社会教育委員条例施行規則の一部改正について

○高部教育長 日程第6 議案第21号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。古谷教育部参事。

○古谷教育部参事 30ページをごらんください。

まず、改正内容に入る前に、これまでの条例改正の経過と今後の方向性について簡単にご説明したいと思います。昨年8月の教育委員会臨時会でお諮りをいたしまして、9月の市議会で議決、公布されました三鷹市生涯学習審議会条例がこの4月1日付けで施行されました。市民の社会教育を含む生涯学習の振興と施策の総合的な推進を図るため、市長の附属機関といたしまして、三鷹市生涯学習審議会が設置されることになりました。その際、あわせて三鷹市社会教育委員条例も一部改正を行い、生涯学習審議会条例との整合を図ったところでございます。

今後の生涯学習審議会と社会教育委員の会議のあり方につきましては、これまでの社会教育委員の実績と成果を引き継ぐとともに、三鷹市全体で社会教育を含む生涯学習を総合的に推進し、さらなる充実を図るため、生涯学習審議会委員と社会教育委員が兼務することとする予定でございます。同一の審議会の中で、生涯学習や社会教育について、あわせてご審議いただき、より効率的で一体的な運営を行っていきたいと考えているところでございます。

三鷹市社会教育委員条例施行規則でございますが、主に、この4月1日付けで施行されました三鷹市生涯学習審議会条例施行規則との整合が図られるよう、一部改正をするものでございます。

改正内容の概略をご説明いたしますと、30ページをごらんいただければありがたいと思います。三鷹市社会教育委員条例で20人以内としている社会教育委員の選出区分や、選出区分ごとの内訳の人数を見直し、議長及び副議長の名称を生涯学習審議会条例に規定する会長及び副会長に変更し、分科会の設置規定を削除するとともに、社会教育委員に関

する事務が補助執行の事務に当たることから、会議の庶務を市長の事務部局において処理することなどとする一部改正を行うものでございます。

個別の規則の改正点につきましては、31ページ、32ページの新旧対照表をごらんください。また、別にお配りしております参考資料の三鷹市生涯学習審議会条例施行規則もごらんいただけたらありがたいと思います。

新旧対照表の第2条をごらんください。さきに三鷹市社会教育委員条例で委員の定数を20人以内と規定したことから、選出区分の名称と内訳人数を生涯学習審議会条例施行規則に合わせて変更し、(1)学識経験を有する者は4人以内、(2)社会教育を含む生涯学習の関係者は10人以内、(3)学校教育の関係者は2人以内、(4)家庭教育の向上に資する活動を行う者は2人以内、(5)一般市民は2人以内と定めたものでございます。

第3条では、議長及び副議長の名称を生涯学習審議会条例やその施行規則に合わせて、会長及び副会長と名称変更したほか、文言修正を行うものでございます。

第4条では、生涯学習審議会条例施行規則に合わせて、議長を会長に名称変更するものでございます。

第6条では、生涯学習審議会条例や、その施行規則に合わせて、分科会の規定を削除するとともに、委員の報酬等について規定したものでございます。

また、第7条では、会議の庶務の所管についてですけれども、社会教育委員に関する事務につきましては、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則、第2条第1項の社会教育に関することに当たするため、これまでは教育部生涯学習課において処理することになっていたものを市長の事務部局において処理するものと改正したものでございます。

附則では、この規則は公布の日から施行し、4月1日から適用するものですが、現社会教育委員の委嘱の任期が5月末までとなっているため、それまでは改正前の議長、副議長という名称とし、6月1日から会長、副会長という名称とすることを規定したものでございます。

ご説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質問をよろしくお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 12人を20人にするということですね。

○古谷教育部参事 はい。

○高橋委員 その理由を教えてください。

○高部教育長 古谷参事。

○古谷教育部参事 生涯学習審議会に合わせて、社会教育委員の会議を一体的に運営していくというような方向性を考えています。生涯学習審議会には社会教育を含む生涯学習ということで、今まで以上に広い範囲の生涯学習について審議する場としたいということもございまして、人数を12人から20人に増やしまして、あわせて社会教育委員につきましても20人に増やすということでございます。

○高橋委員 会議の適正規模というのがあるのかなと私は感じているので、20人の会

議はいかがなものかなという感じを持っています。

もう一つ、この報酬というのは両方から出るのですか。

○古谷教育部参事 同時に開催されたときはどちらか、基本的には生涯学習審議会から支出することになります。

○高部教育長 併給調整規定というのは、もう条例の中に入れてありますね。

○古谷教育部参事 はい。

○高部教育長 生涯学習審議会条例は、教育委員会で報告したことがなかったでしたか。

○高松総務課長 あります。昨年8月に臨時会の議案として提出しました。

○高部教育長 市長部局と教育委員会にまたがる、兼職を想定していますから、両方またがるということで、20人規模というのは、市内にはいろいろな教育機関、学習機関がありますので、市民レベルのコミュニティ・センターとかネットワーク大学とか協働センター等々ありますので、いろいろな人が集まっていたいて、新しい生涯学習センターもスタートするので、少し規模を拡大して行いたいということです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決いたします。

議案第21号 三鷹市社会教育委員条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 三鷹市教育委員会における統括的な業務を処理する係長の指定等に関する規程の廃止について

○高部教育長 日程第7 議案第22号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。総務課長。

○高松総務課長 議案書の35ページ、36ページをごらんください。議案第22号についてご説明をいたします。

こちらは、この教育委員会訓令、規程を廃止するという内容となりますが、これまで三鷹市では、係長級の職員は2種類ございました。統括的な業務を処理する係長、いわゆるラインの係の長と、主査というような職名で、係の長ではなく、係内で係長を補佐するような職というような二つがございまして、それぞれ給料表の職務の級というものも異なっておりました。この規程は、そうした二つの係長級の職のうち、統括的な業務を処理する係長の職の指定等に関して、必要な事項を定めるという内容となっております。

昨年12月に、三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が市議会において可決成立をしまして、平成29年4月1日から、三鷹市職員の給料表について、東京都の給料表と同一の表に改めるといふこととされました。その中で、二つあった係長級の職について一本化、一つに統合されましたので、それによりまして、統括的な業務を処理する係長を指定する必要がなくなったことから、このたび、市においても、その規程が3月末

で廃止をされましたので、同様に、教育委員会における規程も廃止をするというものとなります。

ご説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。よろしいですか。

ご質問、ご意見がなければ、採決いたします。

議案第22号 三鷹市教育委員会における統括的な業務を処理する係長の指定等に関する規程の廃止については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正について

○高部教育長 日程第8 議案第23号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。木下課長。

○木下指導課教育施策担当課長 議案第23号についてご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、学校運営協議会関係の部分について、今回、改正が行われました。それに伴い、三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正するという議案でございます。

法改正に至った背景につきましては、学校運営協議会の設置の推進が求められており、平成27年12月の中教審の答申においても、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべきという努力義務化が示され、文科省が設置の推進のために必要な制度の見直しを行うとともに、所要の規定を整備したということでございます。

三鷹市においては、先行して実施してきたコミュニティ・スクールの制度の仕組みが法律に追認的に反映されたものと考えております。

議案第23号の参考資料、両面刷りのものをごらんください。こちらが今回の法改正の新旧対照表でございます。こちらの改正された法律に沿って、三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則について、今回は必要最低限の改正を行うものとなります。

具体的な変更点につきましては、議案の3ページ目をごらんください。大まかな部分をご説明いたします。

まず、第2条第1項、学校運営協議会を学校の運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関としてしています。いわゆる学校運営に関する意見のみならず、今回は学校運営の必要な支援についても協議する役割を加えております。

三鷹市は、これまでも、コミュニティ・スクール委員の役割として、協議と支援として位置づけてまいりました。そのことが法律に位置づけられたということでございます。

そして、4ページから指定学校が対象学校と置きかえられています。こちらにつきましては、協議会の設置を努力義務化するということから、これまでは教育委員会が指定する

指定学校という仕組みをとっておりましたけれども、そういう仕組みをとらなくなったというようなことから、対象学校という文言に法改正に沿って見直しをいたしました。

そして、最後に、8ページをごらんください。改正前の第14条に第2項を加え、この法改正に伴い、協議会が円滑な協議を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならないと改めました。

以下、下線部について、大まかな変更した点でございます。

今回の規則改正につきましては、この3月末に公布されたばかりの法改正に伴う必要最低限の改正となります。三鷹市でのコミュニティ・スクール委員会の実践を反映する形で、もう一つ、参考資料の法第47条の6の第1項のところに、二つ以上の学校について、一つの学校運営協議会を置くことができるという旨の規定も、今回、新設されました。こちらにつきましては、職の統合等の市の条例の見直しも必要となってきます。小・中一貫型の小・中学校という制度研究をしたり、また、学園長やCS委員会との意見交換を行いながら、できる限り早期に次の段階の改正を行っていきたいと考えております。

最後に、この規則の施行期日ですが、9ページの附則のとおり、公布の日から施行し、改正後の規定は平成29年の4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 3ページのところですが、第2条は学校ごとと書いてあって、第2項から対象学校という表現になるんですが、これは書きかえていることになるんですか。

○高部教育長 どうですか。3ページのところでいえば、今まで、先ほど言ったように指定制だったのが、指定が今度はどうなるかという、一般的には努力義務ですから、どこでも設置するようになっていくわけですので、第2条の第2項、3ページから4ページにまたがっていますけれども、教育委員会が明示して通知すればいいという制度になったので、あえて指定学校という文言を用いる必要はなくなったというか、用いないようにしなければいけないわけです。それで、要するに指定学校ではなくて対象学校という言い方をしました。それが一つです。

それから、第2条の一番最後の学校ごとに協議会を置くものとする、これは従来スタイルなんです。先ほど施策担当課長が言ったように、法律では中学校区単位で置けるようになりましたので、三鷹はもともと、それをコミュニティ・スクールと称してやったわけですから、そういうふうにしていくのですが、報酬条例の改正や4月の発令の準備も進められていますので、実態は変わらないですけれども、制度的には次の段階でやるということで、今の段階では学校ごとということで、従来方式でいこうということで、ここの文言はそのままにしています。

○高橋委員 将来的なことを考えると、これは対象学校と表現されても、私は全然違和感なく読めるので、かえって学校と対象学校と違うのかなと思ってしまいますが、今のご説明だと、それほど差はないわけですね。

○高部教育長 実態的にはないです。それで、コミュニティ・スクールですから、これ

を次の段階で改正するときには、例えば対象学園・学校にしていくとか、コミュニティ・スクール単位の扱いになると思います。今までは、ほんとうは1校ごとだったのが、任意で、三鷹の場合は3校、4校、やっていたんですけれども、制度化されたということですから、ストレートに学園の基本方針協議をするといった形で、ストレートでできますから、その次の段階はちょっとそういうふうにしていきたいと思います。よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

一つ、説明で漏れていたんですけれども、改正前の第4条の第1項の第3号として、委員の区分の中に、今まではその他だったものが、一つ入りましたね。この対象学校の運営に資する活動を行う者ということで、青少対とか交通対とか住協だとか子どもクラブだとかという人が今までいました。国は、これからそれを地域学校協働推進員という制度も設けるようなんですけれども、そういう人たち、より支援する、協力してくれる人たち、そういう人たちもこの中の1項目に独立して入れましょうということだったので、それも今回、反映した。もうやっていることですから、当然、それを反映したということです。

畑谷委員、いかがでしょうか。

○畑谷委員 第2項は校長が推薦することができるかと書いてあって、第3項ですか、ここには候補者を公募すると、どう違うのでしょうか。

○高部教育長 ここは改正しなかったんです。国の法律はどうなっているかというのと、これは先ほどの条文でいきますと、法律でいえば、第47条の6のところの第3項なんです。それで、これは推薦制ではなくて、国が意図しているのは、教育委員会が直接任命するんです。任命制なんです。そのときに、学校長は意見を言うことができるという規定なんです。最終的には非常勤特別職ですから、教育委員会が任命するんですけれども、三鷹はそのプロセスにおいて、それぞれ学園長、校長からの推薦を得て、それを尊重するようにしていました。そのほうがより地域の実態に即しているだろうということをやっていたんです。国の制度はそうではなくて、推薦制ではなくて、直接教育委員会が任命しなさい、ただ、そのときに校長の意見を聞きなさいだけなんです。

ですから、三鷹はここは、今後、学園長会、校長会の意見も聞いていきたいと思いますが、従来方式でいいと思うのですが、それに対しての意見、今まで不都合などがあつたのかどうかも含めて検証しながら、そういう形で進めたいということですので、現行のこの規定については変えていません。

この公募というのは、だから、学校長が判断できることなんです。推薦するとき、例えば交通対、青少対と人がいますけれども、もっとほかの人を探したい、もっと手を挙げてもらおう人を呼びたいといったときには、校長の判断で、その効果をよく見極めて、その学園で公募をすればいいわけです。こういう人が欲しいんだと呼びかけて、それに応募してくる人が、現行制度でも公募制ができる。教育委員会の公募制ではなくて、学園長が公募する。今、実際は発動されていませんけれども、これからどんどん人がかわっていくときに、もっと意欲的にかかわりたい人がいれば、もっとそれを広げて、入っていただくことも可能だと。

○畑谷委員 その公募された方を推薦するということですね。

○高部教育長 校長が推薦し、最終的に、教育委員会が、それが適任だと言えば、それは任命されるという仕組みなんです。

○畑谷委員 わかりました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決いたします。

議案第23号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 教育長報告

○高部教育長 引き続き、日程第9 教育長報告に入ります。

それでは、私から1点、ご報告します。市議会の関係ですけれども、第1回市議会定例会が3月28日に終了いたしました。今回、市長が提案した議案については、平成29年度の予算も含めて、全て可決をされました。

その中で、参考としてお配りしていますが、この予算特別委員会審査報告書です。3月28日付けの、加藤委員長名で出されています。その中の6ページをごらんいただきたいと思います。附帯意見というのが各費目ごとに出ておりますけれども、教育費について、1点、附帯意見があります。附帯意見というのは、この委員会の委員の一致で、行政に対して意見が言えるということでございます。

読みますと、「野川大沢調節池の規模拡大工事については、東京都に対し、工期の短縮を求めるとともに、一時閉鎖している大沢野川グラウンドについては、同グラウンドの使用にかえて民間施設等を利用した団体に対する助成を行うとともに、引き続き代替施設の確保に努力すること」というご意見が出ています。

実は、これは全て行っていることございまして、一つは、施工者である東京都に対して、この工期がおおよそ5年と示されているわけですが、それを工期を短縮してほしい。場合によっては、もう部分的に終了したところから使えるように早めてほしいということを申し入れています。

それから、この団体利用者ですけれども、これはかつても経験があるのですが、閉鎖中に市外のグラウンド、民間施設等を利用した方に対して、当然、使用料を負担している訳ですので、その分について、市が補助を出しましょうという、その助成制度です。これは平成29年度の予算として、一定程度、もう計上してあります。

それから、最後の代替施設の確保ということですが、これまでも、市のグラウンドだけではなくて、ICUのグラウンドや天文台のグラウンドを確保しています。それも継続しますけれども、もう一つは、この近隣に研究所があるんですけれども、その研究所のグラウンドをお借りするというので、これも室谷課長が調整して、めどがついていて、これから29年度予算で整備を市が行い、夏ぐらいには利用できるというめどが立

っています。

そういうことを確認的に議会からもご意見をいただいたということでございます。以上です。

それでは、各課報告をお願いします。総務課長。

○高松総務課長 総務課でございます。議案資料の38ページ、39ページになります。

まず、38ページの実績等報告でございます。年度変わりの時期でございますので、3月31日に職員の退職発令、そして、4月1日に人事異動等の発令を行ったところでございます。発令件数ですけれども、退職発令では、定年退職が9人、普通退職が1人の計10人、また、4月1日の人事発令では、市長の事務部局との人事交流や昇任、また部内異動など、80件の発令を行ったところでございます。

なお、本日、資料としまして、教育委員会関係の人事発令の概要を委員さんのお席の上にお配りしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、39ページの予定等報告でございます。4月11日には、東京都の平成29年度教育施策連絡協議会が中野サンプラザで開催される予定となっております。また、4月16日に、今年度最初の「みたかの教育」、広報紙を発行いたします。内容としましては、1面で平成29年度の教育委員会の基本方針、2面で主要事業等の記事を掲載することとしております。なお、教育委員さんのコラムは畑谷委員さんをお願いをしているところでございます。その他については記載のとおりです。

続きまして、40ページ、41ページをごらんください。教育センターと施設係関係の実績、予定等報告になります。40ページの中ほど、3月18日土曜日に高山小学校の時限付き新校舎竣工式及び内覧会を開催いたしました。その他につきましては、記載のとおりでございます。

総務課からは以上でございます。

○高部教育長 学務課、お願いします。

○桑名学務課長 学務課でございます。

42ページの実績報告でございます。例年同様、4月5日に新年度の学級編制関係の報告を東京都に行いました。これは4月1日現在の児童・生徒数についての報告となります。学級編制につきましては、4月7日現在の児童・生徒数で確定となりますが、1日現在の速報値を口頭にてご報告させていただきます。

小学校の児童数が8,596人、学級数では、通常級が269学級となっております。昨年4月7日現在と比べまして、通常級の児童数は167人の増、学級数では3学級の増となっております。

続きまして、中学校でございますが、生徒数が3,226人、学級数が同じく通常級で92学級となっております。昨年4月7日現在と比べまして、生徒数は1人の減となっておりますけれども、通常級の学級数は1学級増となっております。

小学校、中学校の通常学級と教育支援学級を合わせた合計では、児童・生徒数が1万1,822人、昨年と比べまして163人の増となっております。

学級編制につきましては、43ページの予定等報告に記載のとおり、4月11日に4月

7日現在の児童・生徒数と都基準学級数の報告を東京都に行いまして、最終的な届出は4月13日に行く予定となっております。

その他につきましては、記載のとおりでございます。

学務課からは以上です。

○高部教育長 では、指導課、お願いします。

○松永指導課長 44ページ、45ページをお開きください。

まず、行事実績等の報告です。3月1日から3日にかけて、教育課程の受付事務を行いました。お手元にピンクの冊子があると思いますが、こちらが各学校から提示されました教育課程でございます。

教育課程とは、学校が教育目標を達成するために、学習指導要領に基づいて編成した教育計画のことです。平成29年度になりますけれども、次期学習指導要領の周知と徹底をする年と、こういう位置づけの中で行っております。

お手元に別立てで配付させていただきました、次期学習指導要領の改訂に向けた教育課程編成の方針、こちらに基づきまして、先ほど事業計画等の中でも出ておりましたけれども、社会に開かれた教育課程、それから、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学びなど、こちらの次期学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成を行いました。

これらの方針を踏まえて、各学校から、今、お手元にあります様式にのっとりまして、教育課程届が提出され、教育委員会として受理をいたしました。それが1点目です。

それから、3日にいじめ問題対策協議会が開かれました。後ほど、このいじめの問題については別立てでご報告いたします。

それから、3月17日の金曜日が中学校の卒業式、24日の金曜日が小学校の卒業式ということで、委員の皆様にはご出席いただきまして、ありがとうございました。適正な儀式的行事として実施がされたということをご報告させていただきます。

また、27日月曜日になりますけれども、第1回体育行事に関わる安全指導研修会が実施されました。お手元に体育行事に関わる安全指導資料というものをお配りさせていただきましたけれども、こちら、平成29年度以降の三鷹市立学校における体育的行事への対応方針につきましては、既に教育委員会においてご報告させていただいたところでございます。この資料の最終ページにその資料はありますが、組み体操等の部分について、どのような形で対応していくのかといった通知でございます。

これに加えて、指導課としましては、さらなる事故防止策として、体育に関わる安全指導検討委員会を設置し、安全で簡易な組み体操の要素を取り入れた演技についての資料を作成しましたので、冊子という形でご報告をさせていただきます。

この間、この春に運動会を実施する小学校を対象に、南浦小学校を会場といたしまして、先ほど申し上げました第1回体育行事に関わる安全指導研修会を実施したところです。また、秋に運動会を実施する小学校につきましては、夏季休業中に第2回といたしまして、この研修を実施し、体育的行事の際の事故の未然防止に努めていく所存です。

先に進みます。それから、先日、4月3日になりますけれども、定例の校長会、そして、

新任、転任教職員着任式、委員の皆様にはご出席いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、45ページ、今後の予定ということで、本日も小学校の入学式ということで、ほんとうにありがとうございます。明日は中学校の入学式が予定されておりますので、ご多用のところ、ご対応いただきましてありがとうございます。

それから、13日木曜日になりますけれども、公立学校PTA連合会常務理事会が行われます。先ほどからございますように、生涯学習課の事務移管等に伴いまして、29年度からPTA連合会の業務につきましては指導課で所管をいたします。今年度、初めての常務理事会ということで、指導課に移管して最初のPTA連合会の常務理事会ということで実施をいたします。

また、18日火曜日には、全国学力・学習状況調査、小学校6年生、中学校3年生が対象のものでございますけれども、こちらが実施されます。

あとの部分につきましては、記載のとおりです。

もう一件です。いじめに関する部分ということで、机上配付させていただいておりますけれども、いじめ防止対策推進基本方針、それから、リーフレットが2部ございます。

三鷹市のいじめ防止対策推進基本方針につきましては、こちらも教育委員会での協議及び総合教育会議での協議を経て、別紙のとおり、正式に改定をされましたということで、ご報告をさせていただきます。

なお、本方針の改定に伴いまして、児童・生徒用及び保護者、地域用ということで、2種類のいじめ防止リーフレットを三鷹市いじめ問題対策協議会での協議を行って、作成をさせていただきました。本リーフレットは、いじめの定義の周知とともに、からかいなど軽微ないじめや見えにくいネットいじめ等について、児童・生徒及び保護者、地域が主体的にいじめ問題に取り組むことを狙いとしています。今後、本リーフレットを児童・生徒数分を学校に配付するとともに、校長会でリーフレットの活用方法について周知をまいります。

児童・生徒には、いじめ問題について、自分のこととして主体的に捉えさせ、未然防止やいじめの解決に向けた話し合いの機会を持ち、意識を高めてまいります。

なお、保護者、地域用リーフレットにつきましては、CS委員会や保護者会においても、熟議と協議の機会を活用し、活用を図ってまいります。

いずれにいたしましても、教育委員会、学校、家庭、地域が協働して、連携した形でいじめ防止策を今後も進めてまいります。

以上です。

○高部教育長 次は、図書館、お願いします。

○田中三鷹図書館長 図書館でございます。46ページ、47ページでございます。

まず、46ページの実績の報告でございますが、テーマ図書、展示等については表記のとおりですが、3月7日から26日までは、15年間、運行していた移動図書館ひまわり号の記念展示を行ってまいりました。

イベントですが、3月16日には、ボランティアスキルアップ講座を実施しております。

こちらは、子ども読書プラン2022に、地域のボランティアで活動している方の養成を行っていくという表記がございますので、その位置づけの中で、図書館のおはなし会等で活動していただいているボランティア、33人の方にご参加をいただいて、市内でボランティアの養成で活躍をしている、ボランティア養成インストラクターの植田たい子さんをお迎えして、講習を行ったところでございます。

また、3月25日の土曜日には、2回目のわん！だふる読書体験が終了いたしました。少しずつ周知をされている関係で、今回は沖縄県立名護特別支援学校中学部教諭の方がわざわざ視察に来られております。また、横浜市の教員の方もいらっしゃって、視察体験等をしていただいております。

また、3月26日で下連雀図書館は無事、最後の開館日を迎え、25日のリサイクル市では、延べ300人の方がご参加をいただいて、本が423冊、雑誌461冊、合計884冊の本をご自宅にお持ち帰りいただいているところでございます。

あと、3月28日火曜日には、最後の移動図書館のお披露目会ということで、こちらでは、ペーパークラフトであったり、また、リサイクル市、全館で募集した、ひまわり号の塗り絵、約200枚を展示して、また、これまでの歴代の車両のパネルを展示するなどをしております。

また、これまでおはなし会で通常、携わっていない職員がおはなし会をするなど、ふだんと違う形で移動図書館のご紹介等をして周知を図っているところでございます。

また、今後の予定でございますが、今週の日曜日に春のガーデンカフェを行わせていただきます。こちらは三鷹図書館サポーターとの共同イベントで、サポーターによるガーデンカフェ、家庭の本を直す本の修理の実演等を行うほか、大成高校の合唱部に今回はご参加をいただいて、庭でコーラスをしていただく予定でございます。

また、新しい移動図書館が11日火曜日から巡回を行います。清原市長、高部教育長、また、市議会の議長にもご参加をいただいて、お披露目式を実施させていただきます。

最後に、4月12日から26日は、4月23日、子ども読書の日を兼ねた、みたか子ども読書フェアとして各館で特色ある事業を展開していく予定となっております。

以上でございます。

○高部教育長　それでは、スポーツと文化部、お願いします。向井部長。

○向井教育部理事　48、49ページをごらんください。新たな形の報告となりますけれども、ご案内のとおり、これまで教育委員会が所管してきました生涯学習、スポーツ、文化施策につきましては、今年度より市長部局に事務移管されましたが、今後も、教育委員会と市長部局がより一層連携して、横断的に事業を展開していくということから、本教育委員会定例会においては、スポーツと文化部で教育部併任の職員から報告をさせていただきたいと考えております。

初めに、48ページ、実績報告でございますが、まず、3月17日、18日をごらんください。三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープン直前の市民見学会を開催いたしました。当初、120人ぐらいの定員で募集をしたところでございますが、約500人の、倍以上の方から応募をいただきました。少しでも多くの方に見ていただきたいのです。

けれども、見学上の安全管理の面から、抽選を行いまして、結果、215人の皆様に施設をごらんいただいたところでございます。

3月20日月曜日ですが、大沢二丁目古民家解体調査見学会には、市民の方、42名の方々に参加をいただきました。

3月25、26日でございますが、第一、第二体育館の閉館イベントの開催、さらに、26日には社会教育会館の開館最終日となりました。いずれも、これまで施設をご利用いただいた多くの方にお越しいただきまして、とりわけ体育館では、体育館の壁に温かいメッセージを記入いただいたところでございます。

さらに、こちらに記入がなくて申しわけありませんが、3月26日の日曜日、市民歩こう会、奥多摩で予定をしておりましたけれども、こちらは残念ながら、雨天により中止となったところでございます。

48ページ、一番下、4月1日、2日でございますが、新施設の開館記念イベントについてでございます。こちらのイベントには、教育委員の皆様にもご参加いただきまして、まことにありがとうございました。当日は、恵みの雨となりましたけれども、テープカットやSUBARU総合スポーツセンターのネーミングライツのお披露目式、また、寄附樹木のお披露目式のほか、施設の内覧や利用体験などが行われまして、1日目が約3,000人、2日目は約6,000人ということで、合計9,000人という大変多くの皆様にお越しいただいたところでございます。

次に、49ページ、予定でございますけれども、引き続き、今週末、4月8日、9日には開館記念イベントが予定されております。8日には落成記念式典、また、そのほかにも、SUBARU総合スポーツセンターにおきましては無料のスポーツ体験、生涯学習センターにおいては開館記念講演会として、ドイツ文学者の池内紀先生や国立天文台の副台長の渡部潤一さんの講演が予定されているところでございます。

4月14日、社会教育委員会議については、先ほど議案の中でも審議がございましたけれども、5月末の任期満了前の最後の社会教育委員会議が開催されます。

一番最後、4月29日から5月5日、ゴールデンウィーク期間中となりますけれども、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のフラッグツアーが開催されます。初日の4月29日には、オリンピック・パラリンピックのフラッグが三鷹市に届けられまして、期間中、それを新施設、SUBARU総合スポーツセンターに展示をする予定でいるところでございます。

お手元のチラシをご覧ください。4月29日、フラッグツアーとともに、新施設のオープン記念企画といたしまして、こちらのチラシにありますとおり、オリンピック卓球メダリストの平野早矢香さんによる実技披露や、卓球のミニ教室、また、パラリンピック競技のボッチャの観戦なども行えるような催しも予定されているところでございます。

私からは以上です。

○高部教育長 以上で報告は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 大沢野川グラウンドの改修に伴って、助成制度が動いているということで

した。とてもスポーツをやる人にとって手厚い環境というのは大事だと思うのですが、同時に、例えば学校施設開放というのをもっと進めることによって、そういう助成制度、これは要するに税金が出ていくわけですね。それをコントロールしながら、学校施設がより開放されていくというのは、市民にとってメリットが大きいと思います。まだまだ学校施設の開放というのは可能性を秘めていると思うので、そういうところに結びつけていただけるとありがたいと思っています。それが1点目です。

2点目は、教育課程は教育委員会が受理したのですが、何点か疑問点があります。例えば、これを見ただけで、年間授業日数の中学校3年が204日の学校もあれば、207日の学校もある。小学校に至っては、208日の5、6年生がいるというのは、いかに言っても何か起きていてというような、嫌な予感がしないではありません。そういうところを検討されたのかどうか。

何らかの形で、受理する前に教育課程のポイントについて検討するとか、見させていただくとかもうちょっと受理の仕方について考えていただければありがたいです。

最後ですが、学校図書館の土日の活性化については大きな課題があると思います。図書館については、非常にユニークな試みがいろいろとされていて、そういうものが学校図書館の土曜日にも入ってこない、学校図書館の土曜日は、あのまま、この1年間、過ぎてしまうということはないでしょうか。

○高部教育長 では、大沢野川グラウンドについて、いろいろな経過があると思うので、教育部参事、室谷課長。

○室谷教育部参事 趣旨としては、学校施設の開放のより一層の拡充をと、受けとめさせていただきました。小学校についてはほとんど、土曜、日曜、祝日は開放の実績があるのですが、中学校の体育施設が実績が非常に少ないというところで、特にテスト期間中ですとか、あらかじめ、もうはっきりしているようなところについては、こちらから、より積極的に働きかけて、野川グラウンドの一部利用者にも供せるような、また、直前にならないと、なかなか、あくかどうかわからないと、そういう事情もあるようですので、そのあたりもいろいろな工夫を施しながら、拡充を図っていきたいと考えております。

以上です。

○高部教育長 夜間照明のこともちょっと補足してくれませんか。特に附帯意見には出ていなくて、当たり前のことにはやっていたのだけれど、大沢グラウンドの夜間照明で利用区分を増やすということについて、進捗を説明してもらえますか。

○室谷教育部参事 そうですね。学校開放とはちょっと異なりますけれど、大沢総合グラウンドは市内唯一の総合グラウンド、屋外施設ですけれども、こちらについては、国立天文台の台長さん、副台長さんの理解も得て、夜間照明の設置には協力するという公文書もいただいているところで、今回は予算もお認めいただきまして、早期に工事を開始して、年度内に、野球場、サッカー場、テニスコート、それぞれに夜間照明を設置します。さらには、あいている芝生部分にもフットサルやラグビーの練習ができるようなグラウンドを整備いたしまして、そして、利用区分の拡大ということで、それも今年度中に開放を目指して取り組んでおるところです。

以上です。

○高部教育長 では、教育課程の時間数について、指導課長。

○松永指導課長 授業の日数についてのところで、各学校について差があるという部分につきましては、どこに違いが出てくるかというところ、土曜に授業を実施したときの振りかえがあるかないかといった、そういう部分に基本的には基づいて、差が出てきているところなんです。振りかえを行う、つまり、土曜日に授業をしたら、例えば月曜日が休みとか、そういう形にするということがある学校は、どちらかというところ、土曜日に時数的に午後まで実施するとか、あるいは、午前中だったら、もう振りかえはしないでやるとか、そういう形の判断の中で、授業時数的には大きな変化がないようにという形で対応をしているところなんです。

基本的には、各学校が教育課程の編成という形でしているわけですがけれども、三鷹市の指導課としましては、授業時数的には標準時数を5日間程度、ゆとりを持った形で授業が実施できるようにという形で指導をしてきているところなんです。

以上です。

○高部教育長 あと、学校図書館の活用について、図書館長。

○田中三鷹図書館長 学校図書館の土曜日の地域開放の充実については、今後も学校図書館の司書、学校長とも連携をしていく必要があるかと思えます。例年で、学園一体になった取り組みを行っている学園もございます。小学校、中学校については、学校図書館の資料がございますが、未就学児の部分については資料がありませんので、実績としても、図書館から一体となった事業のときには、出前図書館という形で、未就学児の部分を補完する資料、また、読書相談ができるように、職員も派遣をさせていただいております。ただ、そこはまだ1学園での事業となっておりますので、これを成功例として、学校図書館司書と連絡会を開催する予定でもございますし、また、校長会等も含めて、このような事業の取り組みについて拡充が図れないかというようなご相談をしながら、図書館でも体制をとりながら、出前図書館で未就学児または小学校、中学校の読書相談にも積極的に関わっていきたいと考えております。

以上でございます。

○高部教育長 よろしいですか。

○高橋委員 時数のことは、例えば土曜日の振りかえをしても、している学校と、振りかえをしない学校があると。振りかえをしないという学校は、時数を管理するためにはそれが必要だと考えているからですね。同じ標準時数を確保するのに、振りかえられる学校と振りかえられない学校があるというのは、何か計算の仕方に問題があると私は考えてしまうわけです。その部分を、今、まだ見ていないですけど、後から見ても仕方がないので、提出される前に、私なりに、これだったら大丈夫だということで教育委員会の受理をするようなことはできないでしょうか。後から言っても仕方がないですね。もう受理して、これが来年度、平成29年度は動くわけですね。

○松永指導課長 はい。

○高橋委員 その部分が、これで恐らく、受理されたんだから大丈夫だとは思っています。

けれども、私自身の不安な部分、それを事前に確認することはできないでしょうかということをお願いだったんです。

○松永指導課長 検討はさせていただきますけれども、基本的には、土曜日に振りかえをとらない学校は一つの学校ですが、そこでも、5年生、6年生に関しても、およそ50時間以上の余剰時数が出てきているといったところがあります。その中で、先ほどの5日間程度といったところについてはクリアができていますのかなと考えてはいました。

以上です。

○高部教育長 これは法制度上、学校教育法の施行規則、あるいは、三鷹市で定めている学校の管理運営に関する規則というのがありますね。その中で、この教育課程というのは誰が編成するのか。学校が編成して、学校長が教育委員会へ3月までに、届け出る。そのときに、もちろん前提となる、学習指導要領とか、市の教育の基本方針だとか、所与の前提の部分が適正に反映されているかどうかというのは、指導主事がそれをチェックするようになっているわけですね。

○松永指導課長 はい。

○高部教育長 だから、先ほどの学校ごとの時間数の違いにしても、それが所与の前提条件のいろいろな基準だとか法令だとか市の考え方だとか、そういうものがクリアされているかどうかというのは、もちろん学校ごとの幅は許容の範囲はあるだろうけれども、時数についても、最低限はクリアされている。そのことは確認はされているんですね。

○松永指導課長 はい。

○高部教育長 ただ、今後、英語の活動が時数に増えるときに、どういうステップを踏んでいくとか、今年度は先行実施の過程でもあることから、学校ごとに違いは出てくるかもしれない。また、いろいろな行事的なものをどういうふうにカウントしていくのか。合唱は音楽でやっていくとか、運動会は基本的には特別活動で、こういった体育の時数には入れないとか、その基本線の部分の整理はされているんですね。

○松永指導課長 はい。きちっとその形で指導してきております。

○高部教育長 土曜日についても、できるだけ、土曜日の授業、公開授業とか外部人材も活用しながらやっていくというのは、文科省でも示されていますので、できるだけ、そういう時数を確保できる部分はしっかりやっていくのは共有されているはずですが、ただ、学校によってやれているところがあるのであれば、ほかの学校は、では、逆にどうしてできないのかという話になりますから、同じ学年で大きなばらつきが学校によって出るということは好ましいことではないと思います。

○松永指導課長 わかりました。

○池田委員 今の点に関して、ちょっと制度上のことをお尋ねしたいのですが、仮に学校が出してきたものが内容を満たしていない、法律上の要請を満たしていなかったという場合に、こういった形で、どんなタイミングで学校に訂正を要求していったりするということになるのですか。

○松永指導課長 基本的には、教育課程編成をしたものについて、事前に相談を指導主事でさせていただきます。学校で編成した教育課程について、全て指導主事が確認を

した上で、その前に編成の方針については、きちっと各学校に説明をさせてもらっていますので、それに基づいているかどうかといったことについて確認をした上で、こういうふうにしなないとまずいというところについては指摘をした上で是正をして、それが最後、届出の段階で反映されているかどうかといったことで受理という形になってまいります。

○高部教育長　　ですから、それは教育委員が、今、膨大なものをすぐ見るというのは非常に難しいですけれども、その後でも、例えば、やるべき道德の時間が確保されていなかった、35時間が確保されていなかった、あるいは、どこかの自治体で、保健体育でやろうとしているのに、保健が行われていなくて体育になっていたとかですね。ああいう適正な処理をされていなければ、それはきちんと是正を求めるというのは、システムのにも担保されているわけですね。

　だから、先ほど確認したのは、そういうことは全てクリアされた上で、指導主事がチェックして、その事前段階でも調整して反映されているんですねという、そのところは確認できるわけですね。

○松永指導課長　　はい。そうです。

○池田委員　　そうすると、今の段階で提出されたものを改めて詳細に教育委員でもチェックをした上で、何か見落としがあるとは申し上げませんが、仮に何らかの見落としがあったような場合に、ここはこうですよということを学校側に伝えるということは可能だということ。

○高部教育長　　可能です。1年間、これでそのままにしておくということとはできないわけですから、それはもう気がついた時点で指導するということとはできます。

　ほかにかがででしょうか。先ほどあった報告全体のことで結構です。

○池田委員　　今のカリキュラムについて、南浦小学校で、英語の時間数が非常に多いということが書いてあるのですが、これはどのようにして確保されているか。他校と比べて、例えば5、6年生だと35時間を50時間とって、プラス15時間やられているわけですけど、どんなふうにして確保されているのですか。

○高部教育長　　指導課長。

○松永指導課長　　南浦小学校に関しては、今年度から英語の専科という形の教員が置かれたといったこともありまして、金曜日にクラブ活動、委員会活動、6時間目よりも外に出すような形で、7時間目という形で設定したりしながら、授業時数を確保するというをとっています。

○池田委員　　わかりました。

○高部教育長　　これは一つのモデルですので、国における全面実施は32年度からなんですけれども、東京都は先行実施で30年度からと言っているんです。ですから、30年度、三鷹市として、今度、小学校の英語は教科されて、時間数も前倒しということであれば、35時間が増えるときにどう手当をするのか。7時間目を設けるのか、それこそ土曜日を活用するのか、あるいは、モジュールでいろいろな短い時間を足していくのか、それとも、夏休みを、かつての中学校みたいに1週間ぐらい狭めて、そこで授業をやるのか、いろいろな選択肢はあると思いますけれども、それをこういう南浦小で先行して、いろい

ろなテストを試してみようという、そういう含みもあります。また校長会の意見も聞きながら、それは小・中ですり合わせながらやってみたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員 小学校で7時間授業実施ということですが、これは年間、毎週木曜日、7時間あるのですか。

○松永指導課長 はい。

○畑谷委員 年間となると、かなりの時間数が、ほかのやっていない学校と差が出ますね。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 そういう形で時数を増やしているところ、それから、土曜日にその分、実施するところ、いろいろな形の、各学校ごとに、現実的には、今は工夫をしているところ。先ほど教育長からもありましたけれども、今後、小学校の授業時数的なことというのは、当然、課題が出てくるわけですし、どういう時間帯に設定をしていったらいいだろうかといったことを、今、どちらかという、学園ごとに工夫をしながら進めていきたいと思います。今、さまざまなチャレンジを各学校で取り組んでいると考えています。

○畑谷委員 それは学園の裁量で、学園長の裁量というか、その中で話し合っ決めてほしいということですか。

○松永指導課長 そういう部分もあるんですけども、こういう形でやってみようという形の、ことを学園の中で極力、合わせながら進めていきたいと思います。今、やっているところです。

○畑谷委員 わかりました。年間通したら、かなりの時間数になって、各学校、格差が出てくるのかなと思いました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、日程第9 教育長報告を終わります。

以上をもちまして、平成29年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 5時51分 閉会